

フィリピン向けいちごの輸出が解禁！

～日本産いちごの輸出が可能になります～

農林水産省は、フィリピン検疫当局との間で、日本産いちご生果実の輸出に係る検疫条件について合意に達し、本年 12 月 15 日付で、フィリピンへのいちご生果実の輸出が解禁されますのでお知らせします。



1. 概要

フィリピンは、日本産いちご生果実について、オウトウショウジョウバエ等の病害虫が我が国で発生していることを理由に、これまで輸入を禁止していました。

農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、いちご生果実の輸出が可能となるように、フィリピン検疫当局と技術的協議を積み重ね、今般、日本産いちご生果実の輸出に係る検疫条件に合意しました。

今後、以下の検疫条件を満たす日本産いちご生果実の輸出が可能となります。詳細は添付資料をご覧ください。

【主な検疫条件】

- (1)生産施設及び選果こん包施設の登録
- (2)生産施設でのアウトウショウジョウバエ等の病害虫の発生調査
- (3)輸出前の残留農薬検査及び微生物検査
- (4)フィリピン側検査官による査察

2. 参考

フィリピンへの輸出を検討される方は、以下にお問い合わせいただくようお願いいたします。

（植物検疫条件）

最寄りの植物防疫所

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

（残留農薬検査及び微生物検査）

農林水産省農産局園芸作物課

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/index.html

3. 添付資料

フィリピン向け日本産いちご生果実に係る輸出検疫条件の概要

フィリピン向けにいちごを生産する施設等において必要な食品衛生管理措置について



お問合せ先

（植物検疫要件について）

消費・安全局植物防疫課

担当者：海老原、重見、永井

代表：03-3502-8111（内線 4565）

ダイヤルイン：03-3502-5978

（残留農薬検査及び微生物検査について）

農産局園芸作物課

担当者：宇井、中村、山下

代表：03-3502-8111（内線 4791）

ダイヤルイン：03-3502-5958